

議案第 7 3 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定
について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のよ
うに定める。

令和元年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
(甲府市立学校校舎等使用料条例の一部改正)

第 1 条 甲府市立学校校舎等使用料条例 (昭和 2 3 年 4 月条例第 6 号) の一部を次
のように改正する。

別表中「5 2 0 円」を「5 3 0 円」に改める。

(甲府市公民館使用料条例の一部改正)

第 2 条 甲府市公民館使用料条例 (昭和 2 9 年 1 2 月条例第 5 8 号) の一部を次の
ように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 4 条関係)

甲府市中央公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30 分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同 10 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 10 時 まで
大ホール	2,760 円	2,760 円	6,300 円	3,690 円	9,990 円

(ホール 1)	1,460 円	1,460 円	3,340 円	1,960 円	5,300 円
(ホール 2)	1,300 円	1,300 円	2,960 円	1,730 円	4,690 円
多目的室	840 円	840 円	1,940 円	1,150 円	3,090 円
会議室 1	550 円	550 円	1,270 円	750 円	2,020 円
会議室 2	840 円	840 円	1,920 円	1,140 円	3,060 円
調理実習室	980 円	980 円	2,240 円	1,320 円	3,560 円
和室 1	240 円	240 円	540 円	310 円	850 円
和室 2	170 円	170 円	440 円	250 円	690 円

甲府市中央公民館相生分館使用料

区分 室名	使用料		
	昼		
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から同 5 時まで	午前 9 時から午 後 5 時まで
音楽室	980 円	1,320 円	2,650 円

甲府市遊亀公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼			夜	昼夜
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から同 10 時まで	午前 9 時 から午後 10 時まで
講義室 1 号	660 円	980 円	1,860 円	1,200 円	3,060 円
講義室 2 号	980 円	1,420 円	2,740 円	1,760 円	4,500 円
研修室	980 円	1,320 円	2,640 円	1,640 円	4,280 円
料理実習室	880 円	1,200 円	2,420 円	1,540 円	3,960 円
和室	880 円	1,100 円	2,200 円	1,420 円	3,620 円
展示室	2,640 円	3,520 円	7,040 円	4,400 円	11,440 円

甲府市北公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼			夜	昼夜
	午前 8 時	午後 1 時	午前 8 時	午後 5 時	午前 8 時

	30分から 正午まで	から同5 時まで	30分から 午後5時 まで	から同10 時まで	30分から 午後10時 まで
大ホール	2,640 円	2,640 円	5,500 円	3,300 円	8,800 円
多目的集会室	1,200 円	1,200 円	2,640 円	1,760 円	4,400 円
小会議室	270 円	270 円	660 円	440 円	1,100 円
音楽室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
視聴覚室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
工作室	440 円	440 円	980 円	660 円	1,640 円
料理室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
和室	880 円	880 円	1,860 円	1,100 円	2,960 円
軽運動室	1,200 円	1,200 円	2,740 円	1,590 円	4,330 円

甲府市南西公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼			夜	昼夜
	午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から同5 時まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から同10 時まで	午前8時 30分から 午後10時 まで
大ホール	3,960 円	3,960 円	8,240 円	4,940 円	13,180 円
実習室	540 円	540 円	1,200 円	760 円	1,960 円
音楽・視聴覚室	1,100 円	1,100 円	2,420 円	1,640 円	4,060 円
小会議室	660 円	660 円	1,420 円	880 円	2,300 円
大会議室	1,420 円	1,420 円	3,080 円	1,980 円	5,060 円
教養室1号	880 円	880 円	1,860 円	1,200 円	3,060 円
教養室2号	660 円	660 円	1,420 円	880 円	2,300 円

甲府市東公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼			夜	昼夜
	午前8時	午後1時	午前8時	午後5時	午前8時

	30分から 正午まで	から同 5 時まで	30分から 午後 5 時 まで	から同10 時まで	30分から 午後10時 まで
大ホール	3,300 円	3,300 円	7,140 円	4,180 円	11,320 円
実習室	760 円	760 円	1,640 円	880 円	2,520 円
多目的集会室	1,200 円	1,200 円	2,640 円	1,540 円	4,180 円
視聴覚室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
会議室	1,640 円	1,640 円	3,520 円	1,980 円	5,500 円
料理室	930 円	930 円	1,980 円	1,320 円	3,300 円
和室	660 円	660 円	1,420 円	880 円	2,300 円

甲府市北東公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで
会議室 1 号	660 円	660 円	1,470 円	880 円	2,350 円
小会議室	320 円	320 円	760 円	440 円	1,200 円
調理実習室	1,030 円	1,030 円	2,350 円	1,370 円	3,720 円
多目的集会室	2,860 円	2,860 円	6,430 円	3,790 円	10,220 円
(会議室 2 号)	880 円	880 円	1,980 円	1,150 円	3,130 円
(会議室 3 号)	1,980 円	1,980 円	4,450 円	2,640 円	7,090 円
和室	370 円	370 円	880 円	490 円	1,370 円

甲府市南公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで

			まで		まで
大ホール	3,620 円	3,620 円	8,200 円	4,840 円	13,040 円
(ホール 1)	1,810 円	1,810 円	4,100 円	2,420 円	6,520 円
(ホール 2)	1,810 円	1,810 円	4,100 円	2,420 円	6,520 円
多目的集会室	940 円	940 円	2,130 円	1,250 円	3,380 円
実習室	940 円	940 円	2,130 円	1,250 円	3,380 円
調理実習室	1,040 円	1,040 円	2,370 円	1,400 円	3,770 円
会議室	450 円	450 円	1,020 円	590 円	1,610 円

甲府市西公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで
大ホール	2,680 円	2,680 円	6,040 円	3,580 円	9,620 円
(ホール 1)	1,340 円	1,340 円	3,020 円	1,790 円	4,810 円
(ホール 2)	1,340 円	1,340 円	3,020 円	1,790 円	4,810 円
会議室	750 円	750 円	1,850 円	1,070 円	2,920 円
多目的集会室	1,250 円	1,250 円	2,890 円	1,680 円	4,570 円
調理実習室	930 円	930 円	2,110 円	1,240 円	3,350 円
生涯学習室	760 円	760 円	1,730 円	1,010 円	2,740 円
実習室	740 円	740 円	1,700 円	990 円	2,690 円
和室	220 円	220 円	510 円	300 円	810 円

甲府市中道公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から	午後 1 時 から同 5	午前 8 時 30分から	午後 5 時 から同10	午前 8 時 30分から

	正午まで	時まで	午後 5 時 まで	時まで	午後 10 時 まで
会議室	2,440 円	2,440 円	5,520 円	3,240 円	8,760 円
(会議室 1)	1,200 円	1,200 円	2,720 円	1,600 円	4,320 円
(会議室 2)	620 円	620 円	1,400 円	820 円	2,220 円
(会議室 3)	620 円	620 円	1,400 円	820 円	2,220 円

(甲府市都市公園条例の一部改正)

第 3 条 甲府市都市公園条例（昭和 3 2 年 1 2 月条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

施設 の 名 称	利用の区分	無料大会等のために利用する場合			有料大会等のために 利用する場合	無料大会等 及び有料大会 等以外のため に利用する 場合	摘要	
		市内の者 (高校生 以下を除く。)	市外の者 (高校生 以下を除く。)	高校生以 下				
野 球 場	1 時間	165,000 円			入場料金総額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その相当する額が 330,000 円に満たないときは 330,000 円とする。			
	午前	午前 8 時 30 分から正午まで						73,700 円
	午後	正午から午後 5 時 30 分まで						115,500 円
	一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで						165,000 円
野 球 場	1 時間	790 円	1,190 円	480 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その相当する額が 17,600 円に満たないときは 17,600 円とし、その相当する額が 44,000 円を超えるときは 44,000 円とする。			
	午前	午前 8 時 30 分から正午まで	2,720 円	4,070 円				1,630 円
	午後	正午から午後 5 時 30 分まで	4,320 円	6,480 円				2,580 円
	一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	6,410 円	9,600 円				3,840 円
競 陸	1 時間	1,120 円	1,670 円	680 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する	半日 一般及び大学		

技 場	上 競 技 の た め に 利 用 す る 場 合	午前	午前 8 時 30 分から正午まで	3,530 円	5,290 円	2,110 円	額。ただし、その相当する額が 23,060 円に満たないときは 23,060 円とし、その相当する額が 58,300 円を超えるときは 58,300 円とする。	生 220 円 高校生 100 円 中学生以下 50 円
		午後	正午から午後 5 時 30 分まで	5,910 円	8,880 円	3,560 円		
		一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	8,320 円	12,480 円	4,990 円		
サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー の た め に 利 用 す る 場 合	1 時間		630 円	960 円	370 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その相当する額が 11,000 円に満たないときは 11,000 円とし、その相当する額が 27,500 円を超えるときは 27,500 円とする。		
	午前	午前 8 時 30 分から正午まで	1,910 円	2,890 円	1,150 円			
	午後	正午から午後 5 時 30 分まで	2,720 円	4,070 円	1,630 円			
上 記 の 競 技 以 外 の た め に 利 用 す る 場 合	1 時間				73,700 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その相当する額が 330,000 円に満たないときは 330,000 円とする。		
	午前	午前 8 時 30 分から正午まで						
	午後	正午から午後 5 時 30 分まで						115,500 円
庭 球 場	1 時間		1 コートにつき 320 円	1 コートにつき 480 円	1 コートにつき 190 円	1 コートにつき、入場料金総額を利用コート数で除して得た額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その相当する額が 4,400 円に満たないときは 4,400 円とし、その	無料大会等 のために利 用する場 合に同じ	
	午前	午前 8 時 30 分から正午まで	1 コートにつき 790 円	1 コートにつき 1,190 円	1 コートにつき 480 円			
	一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで						165,000 円

	午後	正午から午後 5 時 30 分まで	1 コートにつき 1,120 円	1 コートにつき 1,670 円	1 コートにつき 680 円	相当する額が 11,000 円を超えるときは 11,000 円とする。		
	一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	1 コートにつき 1,600 円	1 コートにつき 2,390 円	1 コートにつき 960 円			
	夜	1 時間	1 コートにつき 630 円	1 コートにつき 960 円	1 コートにつき 370 円			
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	1 コートにつき 1,910 円	1 コートにつき 2,890 円	1 コートにつき 1,150 円			
球技場		1 時間	630 円	960 円	370 円	同左	同左	球技場の総面積の 2 分の 1 未満の面積を利用する場合には、それぞれの使用料の額の 2 分の 1 に相当する額とする。
		午前	午前 8 時 30 分から正午まで	1,910 円	2,890 円	1,150 円		
		午後	正午から午後 5 時 30 分まで	2,770 円	4,150 円	1,660 円		
		一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	4,050 円	6,080 円	2,440 円		
		夜	1 時間	1,270 円	1,910 円	760 円		
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	4,370 円	6,620 円	2,610 円			
水泳プール	50メートルプール	1 時間	2,390 円	3,600 円	1,440 円	入場料金総額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その相当する額が 47,300 円に満たないときは 47,300 円とし、その相当する額が 118,800 円を超えるときは 118,800 円とする。	半日 一般及び大学生 220 円 高校生 100 円 中学生以下 50 円	
		午前	午前 8 時 30 分から正午まで	7,530 円	11,290 円			4,510 円
		午後	正午から午後 5 時 30 分まで	12,010 円	18,000 円			7,200 円
	一日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	17,130 円	25,690 円	10,270 円			
	25メートル	1 時間	960 円	1,440 円	570 円			
午前		午前 8 時 30 分から正午まで	3,200 円	4,790 円	1,910 円			

ル プ ール	午後	正午から午後5時30分まで	4,320円	6,480円	2,580円		
	一日	午前8時30分から午後5時30分まで	6,410円	9,600円	3,840円		

(甲府市下水道条例の一部改正)

第4条 甲府市下水道条例(昭和37年7月条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(甲府市行政財産使用料条例の一部改正)

第5条 甲府市行政財産使用料条例(昭和39年4月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(甲府市道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 甲府市道路占用料徴収条例(昭和49年7月条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(甲府市市民いこいの里条例の一部改正)

第7条 甲府市市民いこいの里条例(昭和50年12月条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に、「660円」を「690円」に改める。

(甲府市スポーツ広場条例の一部改正)

第8条 甲府市スポーツ広場条例(昭和52年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「530円」に改める。

(甲府市勤労者福祉センター条例の一部改正)

第9条 甲府市勤労者福祉センター条例(昭和56年7月条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条、第10条関係）

施設	利用料金				
	昼		夜	昼夜	
	午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から同5 時まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から同10 時まで	午前8時 30分から 午後10時 まで
第1会議室	530円	600円	1,140円	750円	1,890円
第2会議室	530円	680円	1,210円	820円	2,040円
第3会議室（南）	680円	800円	1,480円	960円	2,450円
第3会議室（北）	800円	940円	1,740円	1,100円	2,840円
第1教養室	390円	390円	790円	540円	1,340円
第2教養室	330円	330円	670円	410円	1,080円
料理実習室	1,150円	1,280円	2,440円	1,640円	4,080円
視聴覚室	800円	950円	1,760円	1,220円	2,980円
大ホール	4,080円	4,750円	8,840円	6,160円	15,000円
テニスコート	1面につき1時間80円				
夜間照明施設	テニスコート1面につき30分320円				
資料・談話室、ホール	無料				

（甲府市農村婦人の家条例の一部改正）

第10条 甲府市農村婦人の家条例（昭和57年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

470円	570円	1,050円	680円	1,730円
150円	150円	310円	210円	520円

を

490円	590円	1,100円	710円	1,810円
------	------	--------	------	--------

150 円	150 円	320 円	220 円	540 円	に、
-------	-------	-------	-------	-------	----

「

260 円	260 円	520 円	310 円	840 円	を
-------	-------	-------	-------	-------	---

「

270 円	270 円	540 円	320 円	880 円	に改める。
-------	-------	-------	-------	-------	-------

(甲府市コミュニティ防災センター条例の一部改正)

第 1 1 条 甲府市コミュニティ防災センター条例 (昭和 5 8 年 3 月 条例第 1 1 号)
の一部を次のように改正する。

別表の甲府市西部コミュニティ防災センターの表中

「

100 円	100 円	210 円	100 円	420 円	を
100 円	100 円	210 円	100 円	420 円	
210 円	210 円	420 円	210 円	730 円	
520 円	630 円	1,360 円	840 円	2,100 円	

「

100 円	100 円	220 円	100 円	440 円	に改め、別表の甲府
100 円	100 円	220 円	100 円	440 円	
220 円	220 円	440 円	220 円	760 円	
540 円	660 円	1,420 円	880 円	2,200 円	

市南東部コミュニティ防災センターの表中

「

400 円	470 円	990 円	580 円	1,590 円	を
-------	-------	-------	-------	---------	---

「

410 円	490 円	1,030 円	600 円	1,660 円
-------	-------	---------	-------	---------

」に改め、別表の甲府

市北部コミュニティ防災センターの表中

「

1,020 円	1,170 円	2,500 円	1,470 円	3,990 円
---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

1,060 円	1,220 円	2,610 円	1,540 円	4,180 円
---------	---------	---------	---------	---------

」に改める。

(甲府市上下水道局スポーツ施設条例の一部改正)

第12条 甲府市上下水道局スポーツ施設条例(昭和60年7月条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に改める。

(甲府市総合市民会館条例の一部改正)

第13条 甲府市総合市民会館条例(平成2年7月条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 山の都アリーナ及び芸術ホール一般利用料金

施設区分	利用区分		専用利用				個人 利用	摘要
	全 面 利 用	利用時間	午前	午後	夜間	全日		
		平日	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
山の都 アリーナ (ホワイ エを含	全 面 利 用	平日	11,980 円	18,040 円	24,080 円	48,720 円	1 人	暖房又は 冷房を利 用する場 合の利用
		土曜日	14,960 円	22,540 円	30,140 円	60,940 円	1 時	
		日曜日 休日					間 に つ き	

む。)							100 円	料金は、 1 時間 につき 3,840 円
	部 分 利 用	バスケットボール	1 面につき 2,200 円	1 面につき 2,960 円	1 面につき 3,520 円	1 面につき 7,800 円		
		バドミントン	1 面につき 1,100 円	1 面につき 1,420 円	1 面につき 1,760 円	1 面につき 3,840 円		
		卓球	1 台につき 540 円	1 台につき 760 円	1 台につき 880 円	1 台につき 1,980 円		
芸術ホール（ホワイエを含む。)	平日		10,220 円	15,400 円	20,560 円	41,580 円		
	土曜日		12,860 円	19,240 円	25,740 円	52,020 円		
	日曜日							
	休日							

別表第 1 の 2 の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 山の都アリーナ及び芸術ホール特別利用料金

施設区分	利用区分		専用利用				摘要
	利用時間		午前	午後	夜間	全日	
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
山の都アリーナ (ホワイエを含む)	全 面 利 用	平日	7,260 円	10,780 円	14,400 円	29,260 円	暖房又は冷房 を利用する場 合の利用料金は、1 時間に
		土曜日	9,020 円	13,520 円	18,040 円	36,520 円	
		日曜日					
		休日					

む。)							つき 3,840 円
	部分利用	バスケットボール	1面につき 1,320 円	1面につき 1,760 円	1面につき 2,080 円	1面につき 4,620 円	
		バドミントン	1面につき 660 円	1面につき 880 円	1面につき 1,100 円	1面につき 2,420 円	
		卓球	1台につき 320 円	1台につき 440 円	1台につき 540 円	1台につき 1,200 円	
芸術ホール（ホワイエを含む。)	平日	6,160 円	9,240 円	12,320 円	24,960 円		
	土曜日	7,700 円	11,540 円	15,400 円	31,240 円		
	日曜日						
	休日						

別表第1の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 格技場等利用料金

施設区分		利用時間				摘要
		午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで	
格技場	全面利用	2,640 円	3,520 円	4,180 円	9,240 円	暖房又は冷房を利用する場合の利用料金は、1時間につき 540 円
	床面積の2分の1利用	1,320 円	1,760 円	2,080 円	4,620 円	
控室大		660 円	1,100 円	1,420 円	2,860 円	
控室中		440 円	660 円	880 円	1,760 円	
控室小		440 円	660 円	880 円	1,760 円	

控室 1	440 円	660 円	980 円	1,860 円	
控室 2	540 円	880 円	1,100 円	2,300 円	
練習室	3,520 円	5,160 円	6,920 円	14,080 円	
大会議室	3,400 円	4,620 円	4,620 円	12,630 円	
会議室 1	540 円	760 円	760 円	2,080 円	
会議室 2	540 円	760 円	760 円	2,080 円	
会議室 3	540 円	660 円	660 円	1,840 円	
会議室 4	1,100 円	1,540 円	1,540 円	4,180 円	
多目的室	2,140 円	2,870 円	2,870 円	7,860 円	

(甲府市マウントピア黒平条例の一部改正)

第 14 条 甲府市マウントピア黒平条例（平成 3 年 3 月条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,500 円」を「11,000 円」に、「520 円」を「540 円」に、「5,250 円」を「5,500 円」に、「310 円」を「320 円」に改める。

(甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例の一部改正)

第 15 条 甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例（平成 5 年 3 月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「210 円」を「220 円」に、「260 円」を「270 円」に、「310 円」を「320 円」に改める。

(甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第 16 条 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年 6 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(甲府市リサイクルプラザ条例の一部改正)

第 17 条 甲府市リサイクルプラザ条例（平成 9 年 3 月条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 10 条関係）

施設区分	利用時間	利用料金			
		市内及び笛吹市内に 居住する者		その他の者	
		一般	小・中学 生	一般	小・中学 生
プール	午前 9 時30分から 午後 8 時30分まで	410 円 回数利用 券（6枚 綴）	100 円 回数利用 券（6枚 綴）	830 円 回数利用 券（6枚 綴）	200 円 回数利用 券（6枚 綴）
浴室	午前10時00分から 午後 4 時30分まで				
トレーニ ング室	午前 9 時00分から 午後 8 時30分まで	2,090 円	520 円	4,190 円	1,040 円
体育館 （再生品 頒布室）	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	各時間帯 とも 1 室 1,040 円	各時間帯 とも 1 室 520 円	各時間帯 とも 1 室 2,090 円	各時間帯 とも 1 室 1,040 円
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで				
	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで				
和室 1 （リサイ クルセミ ナー室）	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	各時間帯とも 1 室 200 円		各時間帯とも 1 室 410 円	
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで				
	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで				
和室 2 （リサイ クルセミ ナー室）	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	各時間帯とも 1 室 200 円		各時間帯とも 1 室 410 円	
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで				
	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで				

会議室 (環境セ ミナー 室)	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	各時間帯とも 1 室 200 円	各時間帯とも 1 室 410 円
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで		
	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで		
図書コー ナー	午前 9 時00分から 午後 8 時30分まで	無料	
展示コー ナー	午前 9 時00分から 午後 8 時30分まで		
なでしこ 工房	午前 9 時00分から 午後 4 時00分まで		

(市立甲府病院使用料等徴収条例の一部改正)

第 1 8 条 市立甲府病院使用料等徴収条例（平成 1 1 年 3 月条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

(甲府市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 1 9 条 甲府市法定外公共物管理条例（平成 1 3 年 1 2 月条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

(甲府市上九の湯ふれあいセンター条例の一部改正)

第 2 0 条 甲府市上九の湯ふれあいセンター条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3 0 0 円」を「3 1 0 円」に、「7 2 0 円」を「7 3 0 円」に、「5 1 0 円」を「5 2 0 円」に、

「

520 円	690 円	1,390 円	690 円	2,090 円
400 円	530 円	1,060 円	530 円	1,600 円
370 円	490 円	980 円	490 円	1,480 円

を

」

530 円	710 円	1,420 円	710 円	2,130 円	に改め
400 円	540 円	1,080 円	540 円	1,630 円	
370 円	500 円	1,000 円	500 円	1,500 円	

る。

(甲府市いきいきプラザ条例の一部改正)

第 2 1 条 甲府市いきいきプラザ条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中	360 円	410 円	890 円	300 円	を
	660 円	770 円	1,630 円	570 円	
	530 円	530 円	1,060 円	—	
	340 円	400 円	860 円	290 円	
	290 円	330 円	730 円	250 円	

360 円	410 円	910 円	310 円	に改める。
680 円	780 円	1,660 円	580 円	
540 円	540 円	1,080 円	—	
350 円	400 円	880 円	300 円	
300 円	340 円	740 円	260 円	

(甲府市健康の杜センター条例の一部改正)

第 2 2 条 甲府市健康の杜センター条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

530 円	530 円	1,060 円	—
1,860 円	2,120 円	4,530 円	1,590 円

別表中	800 円	910 円	1,950 円	680 円	を
	260 円	290 円	640 円	220 円	
	290 円	340 円	740 円	250 円	
	250 円	280 円	620 円	210 円	

「	540 円	540 円	1,080 円	—	に、
	1,890 円	2,160 円	4,620 円	1,620 円	
	810 円	930 円	1,990 円	700 円	
	270 円	300 円	660 円	230 円	
	300 円	350 円	750 円	260 円	
	260 円	290 円	630 円	220 円	

「1回 300円」を「1回 310円」に改める。

(甲府市右左口の里条例の一部改正)

第23条 甲府市右左口の里条例（平成17年12月条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表中	1,100 円		を	1,150 円		に改める。						
	3,000 円			700 円			2,000 円		13,000 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,000円を加算する。	13,610 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,040円を加算する。
	700 円			2,000 円			13,000 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,000円を加算する。	13,610 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,040円を加算する。		
	2,000 円			13,000 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,000円を加算する。		13,610 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,040円を加算する。				
	13,000 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,000円を加算する。		13,610 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,040円を加算する。							
	13,610 円	ます10キログラムを含む。ます1キログラムを追加するごとに1,040円を加算する。										

400 円	
300 円	
7,000 円	定員 8 名
2,000 円	
1,500 円	粘土 1 キロ グラムを含 む。粘土 1 キログラム を追加す るごとに 1,000 円を 加算する。

410 円	
310 円	
7,330 円	定員 8 名
2,090 円	
1,570 円	粘土 1 キロ グラムを含 む。粘土 1 キログラム を追加す るごとに 1,040 円を 加算する。

（甲府市農業集落排水施設条例の一部改正）

第 24 条 甲府市農業集落排水施設条例（平成 17 年 12 月条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の表中「3,000 円」を「3,140 円」に、「400 円」を「410 円」に改める。

（甲府市畑地かんがい給水施設条例の一部改正）

第 25 条 甲府市畑地かんがい給水施設条例（平成 17 年 12 月条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「2,000 円」を「2,090 円」に改める。

（甲府市寺川グリーン公園条例の一部改正）

第 26 条 甲府市寺川グリーン公園条例（平成 17 年 12 月条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

「

300 円
150 円
300 円
150 円

「

310 円
150 円
310 円
150 円

別表中	1,000 円	を	1,040 円	に改める。
	500 円		520 円	
	250 円		260 円	
	500 円		520 円	
	250 円		260 円	

(甲府市浄化槽事業条例の一部改正)

第27条 甲府市浄化槽事業条例(平成23年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3中	2,900 円	を	2,930 円	に改める。
	4,100 円		4,190 円	
	7,500 円		7,750 円	
	9,600 円		9,840 円	
	12,100 円		12,460 円	
	13,700 円		14,030 円	
	16,400 円		16,760 円	
	19,300 円		19,800 円	
	25,400 円		25,980 円	
	30,900 円		31,530 円	
	38,000 円		38,760 円	
	47,100 円		48,080 円	
	58,900 円		60,020 円	

(甲府市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第28条 甲府市準用河川占用料徴収条例(平成24年3月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(甲府市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

第29条 甲府市自転車等の放置の防止に関する条例(平成25年9月条例第24

号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「1,000円」を「1,040円」に改め、同条第2号中「2,000円」を「2,090円」に改める。

(甲府市創作の森おびな条例の一部改正)

第30条 甲府市創作の森おびな条例(平成29年12月条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「6,110円」に、「18,000円」を「18,330円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「12,000円」を「12,220円」に、「1,200円」を「1,220円」に改める。

(甲府市保健所関係手数料条例の一部改正)

第31条 甲府市保健所関係手数料条例(平成30年12月条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第54号中「3,150円」を「3,210円」に改め、同表第104号中「2,060円」を「2,100円」に改め、同表第105号から第107号までの規定中「3,150円」を「3,210円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例(第3条(甲府市都市公園条例第7条の2第1項の改正規定に限る。)、第4条、第6条、第7条、第9条、第13条、第14条及び第16条から第31条までの規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う使用、占用又は行為の許可に係る使用料について適用し、施行日前に行った使用、占用又は行為の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(利用料金に関する経過措置)

3 この条例(第3条(甲府市都市公園条例第7条の2第1項の改正規定に限る。)、第20条、第23条、第26条及び第30条の規定に限る。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用

する。

- 4 この条例（第7条、第9条、第13条、第14条、第21条及び第22条の規定に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前に行った利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（甲府市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の甲府市下水道条例第13条の規定にかかわらず、施行日前から使用している下水道で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（占用料に関する経過措置）

- 7 この条例（第6条、第19条及び第28条の規定に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用する。

（甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第16条の規定による改正後の甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第29条第1項の規定は、施行日以後の廃棄物の処理又は処分に係る手数料について適用する。

（甲府市リサイクルプラザ条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第17条の規定による改正後の甲府市リサイクルプラザ条例（次項において「新リサイクルプラザ条例」という。）別表の規定は、施行日以後の利用及び施

行日以後に発行する回数利用券に係る利用料金について適用する。

- 1 0 施行日前に第 1 7 条の規定による改正前の甲府市リサイクルプラザ条例第 1 1 条の規定により発行された回数利用券は、新リサイクルプラザ条例第 1 1 条の規定により発行された回数利用券とみなす。

(市立甲府病院使用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 第 1 8 条の規定による改正後の市立甲府病院使用料等徴収条例第 3 条第 4 項の規定は、施行日以後の診療等及び診断等証明書の交付の申請に係る使用料等について適用し、施行日前の診療等及び診断等証明書の交付の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

(甲府市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 2 第 2 4 条の規定による改正後の甲府市農業集落排水施設条例第 1 3 条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(甲府市畑地かんがい給水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 3 第 2 5 条の規定による改正後の甲府市畑地かんがい給水施設条例第 5 条の規定は、施行日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けて給水施設を使用している者の使用料については、その使用期限が満了するまでの間は、なお従前の例による。

(甲府市浄化槽事業条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 4 第 2 7 条の規定による改正後の甲府市浄化槽事業条例別表第 3 の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(甲府市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 5 第 2 9 条の規定による改正後の甲府市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 3 条第 1 号及び第 2 号の規定は、施行日以後に徴収する費用について適用する。

(甲府市保健所関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 6 第 3 1 条の規定による改正後の甲府市保健所関係手数料条例別表の規定は、施行日以後に行う動物の飼養管理及び返還又は引取りに係る手数料について適用し、施行日前に行った動物の飼養管理に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料等に消費税及び地方消費税を円滑かつ適正に転嫁するため、関係条例に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。